

○長柄町成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成23年1月1日

告示第1号

長柄町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成21年告示第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）に対し、成年後見制度利用の支援を行うことにより、要支援者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境の整備に資することを目的とする。

（支援の種類）

第2条 要支援者に対して町が行う支援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 成年後見審判の申立て（以下「申立て」という。）に関する支援
- (2) 申立てに係る収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書料及び鑑定料等（以下「申立てに要する費用」という。）に関する支援
- (3) 成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の業務に対する報酬等（以下「成年後見人等に対する報酬等」という。）に関する支援

（申立てに関する支援）

第3条 前条第1号に規定する申立てに関する支援は、次に掲げる法的根拠に基づき、次項に規定する要件を備える要支援者に対して行うものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の

2

2 前項の申立てに関する支援を受けることができる者は、当該者が次の各号のいずれにも該当する者（以下この項において「本人」という。）であって、かつ、本人を保護するために申立てを行うことを町長が必要と認めた場合とする。

- (1) 重度の認知症、知的障害又は精神障害により事理を弁識する能力が不十分なために、日常生活を営むことに支障がある者
- (2) 本人に配偶者若しくは二親等内の親族がいない者又は本人に配偶者若しくは二親等内の親族があっても申立てを行う見込がない者
- (3) 成年後見人等がいないことにより、障害福祉サービス、介護保険サービス等の利用

に支障がある者

- 3 前項の規定にかかわらず、三親等又は四親等の親族であって申立てをすることが明らかであるときは、支援は行わないものとする。

(申立ての種類)

第4条 町が支援を行う申立ての種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 後見開始の審判（民法（明治29年法律第89号）第7条）
- (2) 保佐開始の審判（民法第11条）
- (3) 保佐人の同意を要する行為の範囲拡張の審判（民法第13条第2項）
- (4) 補助開始の審判（民法第15条第1項）
- (5) 補助人の同意権の付与の審判（民法第17条第1項）
- (6) 保佐人の代理権の付与の審判（民法第876条の4第1項）
- (7) 補助人の代理権の付与の審判（民法第876条の9第1項）

(申立費用の町の負担)

第5条 前2条の規定により申立てに関する支援を受けることのできる者が次のいずれかに該当するときは、第2条第2号に規定する申立てに要する費用を、町が負担するものとする。

- (1) 申立てに要する費用に関する支援を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある場合
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）である場合
- (3) 申立てに要する費用を負担することで、生活保護法第6条に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）となる場合

2 前項の規定にかかわらず、町長は、要支援者の所得及び財産の状況を勘案し、申立てに要する費用の全部又は一部を当該対象者に負担させることが相当と判断した時は、家庭裁判所に申立てと同時に、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第28条に規定する費用の負担を命ずる審判についても併せて行うものとする。

3 町長は、前項の規定による申立てに係る費用負担命令があったときは、その費用負担命令を受けた者に対し、当該費用を求償するものとする。

(成年後見人等に対する報酬等に関する支援を行う対象者)

第6条 第2条第3号に規定する成年後見人等に対する報酬等に関する支援を受けることのできる者は、民法に規定する成年被後見人、被保佐人又は被補助人で、かつ町内に居住

し住民基本台帳に登録されている者、又は町外の社会福祉施設等への入所、入居等に伴って転出した者で介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険者（その他法令の規定による措置権者、保護及び援護の実施機関を含む。以下、「保険者等」という。）が長柄町になっている者（以下「成年被後見人等」という。）とする。ただし、町内の社会福祉施設等への入所、入居等に伴って転入した者で、保険者が町外の者は除くものとする。

（成年後見人等に対する報酬等の町の助成）

第7条 前条の成年被後見人等が次のいずれかに該当するときは、後見等の開始後に必要な成年後見人等に対する報酬等について、町が助成するものとする。

- (1) 成年後見人等に対する報酬等に関する支援を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある場合
- (2) 被保護者である場合
- (3) 成年後見人等に対する報酬等を負担することで、要保護者となる場合

2 前項の規定により町が助成する額は、後見等の開始後に必要な成年後見人等に対する報酬等の実費の範囲内とし、在宅者については月額2万8,000円、施設等に入所している者については月額1万8,000円を上限とする。

（成年後見人等に対する報酬等に関する支援の申請）

第8条 前2条の規定により成年後見人等に対する報酬等に関する支援を受けようとする者は、成年後見制度利用支援事業利用申請書（様式第1号）に後見等の開始の事実が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（利用の承認又は却下の決定等）

第9条 町長は、成年被後見人等又はそれらの成年後見人等から前条の申請があったときは、速やかに当該成年被後見人等の心身の状況、日常生活の状況及び資産の状況等を調査し、利用の承認又は却下の決定をするものとする。

2 町長は、前項の規定による決定をしたときは、成年後見制度利用支援事業利用承認（却下）通知書（様式第2号）により、成年被後見人等又はそれらの成年後見人等に通知するものとする。

（助成金の申請）

第10条 前条第1項の規定により利用の承認の決定を受けた成年被後見人等又はそれらの成年後見人等（以下「利用者」という。）は、成年被後見人等が成年後見人等に対する報酬等の支払いの請求を受けた日から3月以内に、成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（様式第3号）により、助成金の交付を町長に申請するものとする。

(助成金の交付又は却下の決定等)

第11条 町長は、前条に規定する助成金の交付申請があったときは、関係書類を審査し、速やかに助成の適否を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金交付決定(却下)通知書(様式第4号)により、利用者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第12条 町長は、前条の規定により交付の決定をした助成金については、利用者が指定した成年被後見人等の金融機関の口座に直接振り込むものとする。

(助成金の返還)

第13条 町長は、利用者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日告示第24号)

(施行期日)

- 1 この告示は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の長柄町子ども・子育て支援法施行細則、第2条の規定による改正前の長柄町子育てスタート支援金支給事業実施要綱、第3条の規定による改正前の長柄町障害者控除対象者認定書交付要綱、第4条の規定による改正前の長柄町障害者グループホーム等入居者家賃助成金支給要綱、第5条の規定による改正前の長柄町成年後見制度利用支援事業実施要綱、第6条の規定による改正前の長柄町国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱、第7条の規定による改正前の長柄町妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査実施要綱、第8条の規定による改正前の長柄町高齢者肺炎球菌予防接種実施要綱、第9条の規定による改正前の長柄町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱及び第10条の規定による改正前の長柄町農地及び農業用施設に係る小規模災害復旧事業費補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和3年9月6日告示第9号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月30日告示第8号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

成年後見制度利用支援事業利用申請書

年 月 日

長柄町長 様

成年後見制度利用支援事業を利用したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (成年被後見人等)	住所			
	氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日		
上記の成年後見人等	住所(所在)			
	氏名(名称)			
	電話番号			

心身の状況	
生活の状況	
収入及び資産の状況	
申請の内容	成年後見制度利用支援事業実施要綱第2条第3号に規定する(成年後見・保佐・補助)人の業務に対する報酬等に関する支援
備考	

※ 必ず後見等の開始の事実が確認できる書類を添付すること。

様式第2号(第9条第2項関係)

第 号  
年 月 日

様

長柄町長

成年後見制度利用支援事業利用承認(却下)通知書

年 月 日付で申請のあった成年後見制度利用支援事業の利用申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

承認	内容	成年後見制度利用支援事業実施要綱第2条第3号に規定する(成年後見・保佐・補助)人の業務に対する報酬等に関する支援
	助成金の請求方法	成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書(様式第3号)により、報酬等の支払いの請求を受けた日から3月以内に、町長に申請してください。
却下	(理由)	
備考		

注 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して)6か月以内に、町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。

様式第3号(第10条関係)

成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書

年 月 日

長柄町長 様

年 月 日付で利用の承認を受けた成年後見人等の業務に対する報酬等に関する助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者(成年被 後見人等)	住所	
	氏名	
上記の成年後 見人等	住所(所在)	
	氏名(名称)	
交付申請額	円	
添付書類	(1) 成年後見人等から報酬等の請求を受けたことを証する書類 (2) 心身の状況及び生活状況等(収入及び資産状況を含む。)を記載した書類 (3) その他町長が必要と認める書類	

なお、助成金の交付の決定がなされたときは、次の口座に振込みをお願いいたします。

金融機関名	銀行・農協・信用金庫・信用組合 支店・支所	
口座番号	普通・当座・その他 ( )	No.
(フリガナ)		
名義人		

※ 振込先については、成年被後見人等名義の口座となります。

様式第4号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

様

長柄町長 印

成年後見制度利用支援事業助成金交付決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のあった助成金の交付については、次のとおり決定(却下)しましたので通知します。

決定	交付額	円
	振込先	申請時に指定のありました金融機関の口座へ 年 月 日振り込みますので、内容の確認をお願いします。
却下	(理由)	
備考		

注 この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して)6か月以内に、町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。

様式第1号 (第8条関係)

様式第2号 (第9条第2項関係)

様式第3号 (第10条関係)

様式第4号 (第11条関係)